

高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱

制定 平成19年4月17日

改正 平成20年1月24日

平成20年5月22日

平成21年4月1日

平成22年2月15日

平成22年5月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。第7条において「規則」という。）第24条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「既存木造住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（在来工法（軸組工法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法の戸建て、長屋及び共同住宅をいい、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 国、地方公共団体その他公の機関が所有するもの

イ 販売を目的とするもの

(2) 「木造住宅耐震化促進事業」とは、第10号から第12号までに掲げる事業をいう。

(3) 「耐震診断士」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき登録された建築士をいう。

(4) 「登録設計事務所」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された建築士事務所をいう。

(5) 「登録工務店」とは、知事が別に定める高知県木造住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。

(6) 「住宅耐震診断」とは、改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。

(7) 「耐震改修設計」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書（計画書及び積算見積書を含む。）の作成で、登録設計事務所に所属する耐震診断士のみが行えるものをいう。ただし、市町村が別途条件を付することを妨げない。

(8) 「耐震改修工事」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事で、登録工務店のみが行えるものをいう。ただし、市町村が別途条件を付することを妨げない。

- (9)「住宅耐震改修助成額」とは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額と市町村が交付する補助金の額との合計額をいう。
- (10)「木造住宅耐震診断事業」とは、既存木造住宅を対象として市町村が行う住宅耐震診断をいう。
- (11)「木造住宅耐震改修設計費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修設計に要する費用の一部を当該住宅の所有者に市町村が補助する事業をいう。
- (12)「木造住宅耐震改修費補助事業」とは、既存木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を当該住宅の所有者に市町村が補助する事業をいう。

(補助目的、補助対象経費等)

第3条 県は、次期南海地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存木造住宅を対象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助金限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（事業費の30パーセント以内の減額をしようとする場合をいう。）は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ別記第2号様式による補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると認めて指示した事項

(補助金の交付の決定の通知)

第6条 知事は、第4条の規定により補助金の交付の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村長に通知するものとする。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第7条 市町村長が規則第7条第1項の規定により、申請の取下げができる期日は、補助金の交付の決定の通知の日後15日以内とする。

(現場検査)

第8条 市町村は、木造住宅耐震改修費補助事業について、必要に応じて現場検査を行わなければならない。

2 県は、市町村から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に同行することができる。

(実績報告)

第9条 市町村長は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第3号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の完了実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

(報告等)

第12条 知事は、市町村に対して、木造住宅耐震化促進事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。

(グリーン購入)

第13条 市町村は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報公開)

第14条 補助事業又は市町村に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 17 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 3 号及び 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 この要綱の制定に伴い、高知県木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 15 年 9 月 1 日制定）、高知県木造住宅耐震改修助成事業費補助金交付要綱（平成 17 年 6 月 6 日制定）（以下、「旧要綱」という。）は廃止する。
- 4 この要綱の施行日の前日以前に旧要綱に基づき交付された県補助金の取り扱いについては、この要綱によるものとする。
- 5 旧要綱に基づき平成 19 年 9 月 30 日までにを行う木造住宅耐震診断は、この要綱第 2 条第 10 項に規定する木造住宅耐震診断事業とみなすことができる。
- 6 旧要綱に基づき実施された木造住宅耐震診断の結果は、引き続きこの要綱に定める木造住宅耐震診断事業の結果と見なすことができる。この場合、報告書の総合評点を上部構造評点のうち最小の値と読み替えるものとする。
- 7 「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」（建設省住宅局監修）に基づき作成された「高知県木造住宅耐震診断報告書」（高知県作成エクセルソフト）（以下、「旧基準診断ソフト」という。）を利用して作成した改修計画は、平成 19 年 9 月 30 日までに高知県木造住宅耐震改修マニュアル（平成 17 年 10 月発行）に基づく高知県木造住宅耐震補強設計評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の評価を受け、総合評点 1.0 以上となることを確認した場合に限り、別表の補助要件の規定に適合するものと見なす。
- 8 旧基準診断ソフトを利用して作成された改修計画により行われた改修工事は、平成 20 年 3 月 31 日までに耐震改修工事後の耐震性の確認を評価委員会の評価を受け、総合評点 1.0 以上となることを確認した場合に限り、別表の補助要件の規定に該当するものと見なす。

附則

この要綱は、平成 20 年 5 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 22 年 5 月 12 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号及び第 7 号、第 8 条、第 12 条並びに別表（同表補助要件の項木造住宅耐震改修設計費補助事項の欄のうち①（耐震改修設計を登録設計事務所が実施するものに限る。）及び同表補助要件の項木造住宅耐震改修費補助事項の欄のうち①（耐震改修工事を登録工務店が実施するものに限

る。)の改正は、同年7月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の要綱に基づき交付された補助金の取扱いについては、改正後の要綱の規定によるものとする。
- 3 改正前の要綱に基づき実施された木造住宅耐震診断の結果は、引き続き改正後の要綱に定める木造住宅耐震診断事業の結果とみなすことができる。この場合において、報告書の総合評点を上部構造評点のうち最小の値と読み替えるものとする。

別表（第3条関係）

補助事業名	木造住宅耐震診断事業		木造住宅耐震改修設計費補助事業		木造住宅耐震改修費補助事業	
補助事業者	市町村					
補助対象経費	既存木造住宅の所有者の依頼を受け、市町村が行った耐震診断士による住宅耐震診断に要した経費		既存木造住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行った耐震改修設計に要した経費に対し、市町村が交付した補助金		既存木造住宅の所有者が登録工務店に依頼して行った耐震改修工事に要した経費に対し、市町村が住宅耐震改修助成額より所得税額の特別控除の額を差し引いて交付した補助金	
	補助金限度額					
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	30,000円/棟	60,000円/棟	200,000円/棟	400,000円/棟	600,000円/棟	300,000円/戸 かつ 1,200,000円/棟
		耐震改修設計に要した費用の3分の2以内とする。		耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。		
補助要件	次のすべてに該当するもの					
	①診断する住宅が、既存木造住宅に該当するもの		①耐震診断士が設計するもの		①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの	
	②診断を財団法人日本建築防災協会発行の「一般診断法による木造住宅の耐震診断プログラム」を利用して行うもの又は財団法人日本建築防災協会の木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト（以下「認定ソフト」という。）の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの		②耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの		③次のいずれかに該当するもの	
			③耐震診断士が認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの又は知事が別に認めたもの		ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評点が1.0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの	
		④当該設計により改修工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない				
対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。						
補助率	4分の1.1					
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。					

平成 年 第 月 号

高知県知事 様

市町村長 印

高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付申請書

高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、平成 年度高知県木造住宅の耐震化促進事業補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書 (別紙1)
- (2) 交付申請額内訳書 (別紙2)
- (3) 収支予算書 (別紙3)

木造住宅耐震化促進事業計画書

事業主体名					
実施予定期間	自 至				
総事業費		円			
内訳	県補助金	円			
	国庫補助金	円			
	市町村費	円			
	その他	円			
木造住宅耐震化促進事業	木造住宅耐震診断事業	実施 予定 棟数	戸建住宅及び併用住宅	棟	
		共同住宅及び長屋住宅	棟	戸	
		計	棟		
	事業費		円		
	内訳	県補助金	円		
		国庫補助金	円		
		市町村費	円		
		その他	円		
	木造住宅耐震改修設計費補助事業	木造住宅耐震改修設計費補助事業	実施 予定 棟数	戸建住宅及び併用住宅	棟
			共同住宅及び長屋住宅	棟	戸
計			棟		
事業費		円			
内訳		県補助金	円		
		国庫補助金	円		
		市町村費	円		
木造住宅耐震改修費補助事業		木造住宅耐震改修費補助事業	実施 予定 棟数	戸建住宅及び併用住宅	棟
			共同住宅及び長屋住宅	棟	戸
			計	棟	
	事業費		円		
	内訳	県補助金	円		
		国庫補助金	円		
		市町村費	円		

交 付 申 請 額 内 訳 書

(単位：円)

	事業内容	事業量	補助対象金額	補助率	交付申請額	摘要	
木造住宅耐震化促進事業	総事業費	/		/			
	木造住宅耐震診断事業	戸建住宅及び併用住宅	棟		1.1/4		
		共同住宅及び長屋住宅	棟		1.1/4		
		計	棟		/		
	木造住宅耐震改修設計費補助事業	戸建住宅及び併用住宅	棟		1.1/4		
		共同住宅及び長屋住宅	棟		1.1/4		
		計	棟		/		
	木造住宅耐震改修費補助事業	戸建住宅及び併用住宅 計		棟		/	
			標準型	棟		1.1/4	
			1階改修型	棟			
			特殊型	棟			
		共同住宅及び長屋住宅 計		棟		/	
			標準型	棟		1.1/4	
			1階改修型	棟			
			特殊型	棟			
計		棟		/			
		標準型	棟		/		
		1階改修型	棟		/		
		特殊型	棟		/		

収 支 予 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
県 費 補 助 金		
国 庫 補 助 金		
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
計		

予算議決日
(又は予算議決予定日)

年 月 日

平成 年 月 日
第 号

高知県知事 様

市町村長 印

補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け高知県指令20高知住宅第 号で交付決定を受けました高知県木造住宅耐震化促進事業補助金について、高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第5条第1号(第2号)の規定により事業の変更(中止・廃止)を承認くださいますようお願いいたします。下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 変更による申請額 | 金 | 円 |
| 3 | 変更(中止・廃止)の理由 | | |

4 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙1)
- (2) 交付申請額内訳書(別紙2)
- (3) 収支予算書(別紙3)

第 号
平成 年 月 日

高知県知事

様

市町村長

印

完 了 実 績 報 告

平成 年度高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金に係る補助事業が完了しましたので、高知県木造住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び精算額

補助金交付決定額

円

補助金精算額

円

2 補助事業の実施期間

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

3 補助事業の成果

補助事業名	事業内容	計画事業量	完了事業量
木造住宅耐震診断事業	戸建住宅及び併用住宅	棟	棟
	共同住宅及び長屋住宅	棟	棟
	計	棟	棟
木造住宅耐震改修設計費補助事業	戸建住宅及び併用住宅	棟	棟
	共同住宅及び長屋住宅	棟	棟
	計	棟	棟
木造住宅耐震改修費補助事業	戸建住宅	棟	棟
	及び	棟	棟
	併用住宅	棟	棟
	標準型	棟	棟
	1階改修型	棟	棟
	特殊型	棟	棟
	共同住宅	棟	棟
	及び	棟	棟
	長屋住宅	棟	棟
	標準型	棟	棟
	1階改修型	棟	棟
	特殊型	棟	棟
計	棟	棟	
標準型	棟	棟	
1階改修型	棟	棟	
特殊型	棟	棟	

4 添付書類

- (1) 事業費精算内訳書 (別紙1)
- (2) 事業費実績調書 (別紙2-1 から 別紙2-3まで)
- (3) 収支決算書 (別紙3)

事業費精算内訳書

(単位:円)

事業内容		交付決定額(A)	事業量(B)	精算補助対象金額(C)	補助率	精算補助金額(D) (D)=(C)×補助率	不用額(E) (E)=(A)-(D)	摘要		
木造住宅耐震化促進事業	総事業費		/	/	/	/	/	/		
	木造住宅耐震診断事業	戸建住宅及び併用住宅		棟		1.1/4				
		共同住宅及び長屋住宅		棟		1.1/4				
		計		棟		/				
	木造住宅耐震改修設計費補助事業	戸建住宅及び併用住宅		棟		1.1/4				
		共同住宅及び長屋住宅		棟		1.1/4				
		計		棟		/				
	木造住宅耐震改修費補助事業	計		棟		1.1/4				
		戸建住宅及び併用住宅	標準型		棟					
			1階改修型		棟					
			特殊型		棟					
		計		棟		1.1/4				
		共同住宅及び長屋住宅	標準型		棟					
			1階改修型		棟					
			特殊型		棟					
計			棟		/					
標準型			棟							
1階改修型			棟							
特殊型			棟							

事業費実績調書

木造住宅耐震診断事業

(単位：円)

事業内容	事業量(B)		精算補助対象金額(C)	補助率	精算補助金額(D) (D)=(C) × 補助率	摘要
戸建住宅及び併用住宅	棟	/		1.1/4		
共同住宅及び長屋住宅	棟	戸		1.1/4		
計	棟	/		/		

事業費実績調書

木造住宅耐震改修設計費補助事業

(単位：円)

事業内容	家屋番号 戸数(共同住宅のみ)	精算事業費	精算補助 対象金額(C)	補助率	精算補助金額(D) (D)=(C)×補助率	摘要
戸建住宅及び併用住宅	1			1.1/4		
	2					
	3					
計	事業量(B) 棟			/		
共同住宅及び長屋住宅	1	戸		1.1/4		
	2	戸				
	3	戸				
		戸 戸 戸 戸 戸				
計	事業量(B) 棟			/		
計	事業量(B) 棟			/		

(注) 事業量に合わせて、適宜行を追加してください。

事業費実績調書

木造住宅耐震改修費補助事業

(単位：円)

事業内容		家屋番号 戸数(共同住宅のみ)	精算事業費	精算補助 対象金額(C)	補助率	精算補助金額(D) (D)=(C)×補助率	摘要
戸建住宅 及び 併用住宅	標準型	1			1.1/4		
		2					
		3					
	計()						
	1階改修型	1					
		2					
	計()						
	特殊型	1					
	計()						
	計	事業量(B)	棟				
共同住宅 及び 長屋住宅	標準型	2戸/棟	1	戸	1.1/4		
		3戸/棟	1	戸			
		4戸以上/棟	1	戸			
		計()		戸			
	1階改修型	2戸/棟	1	戸			
		3戸/棟	1	戸			
		4戸以上/棟	1	戸			
		計()		戸			
	特殊型	2戸/棟	1	戸			
		3戸/棟	1	戸			
		4戸以上/棟	1	戸			
		計()		戸			
計	事業量(B)	棟					
合計	()+()標準型		棟				
	()+()1階改修型		棟				
	()+()特殊型		棟				
	計		棟				

(注) 事業量に合わせて、適宜行を追加してください。

収 支 決 算 書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
県 費 補 助 金				
国 庫 補 助 金				
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
計				